

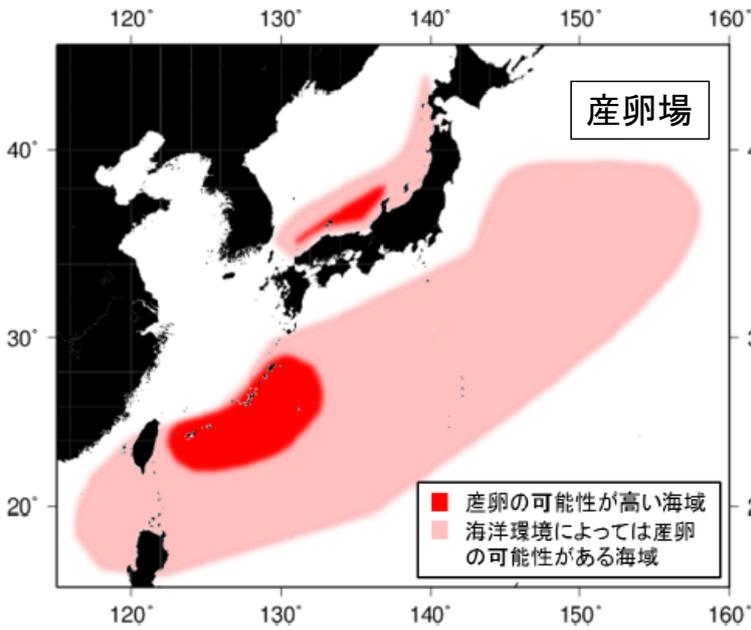
太平洋クロマグロの資源状況と 管理の方向性について

平成30年5月
水産庁

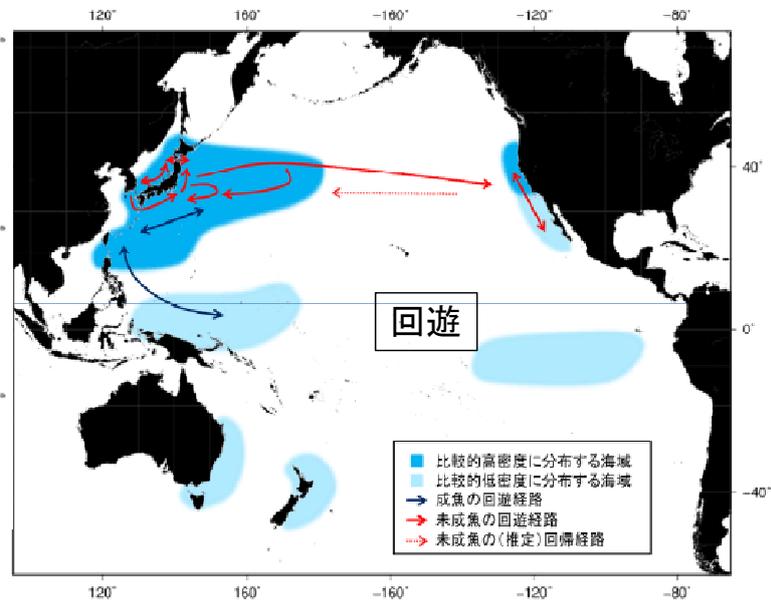
I .太平洋クロマグロの資源状況について

1. 太平洋クロマグロの分布・生態について

- 産卵場は、日本水域が中心(南西諸島から台湾東方沖、日本海南西部)
- 小型魚の一部は、太平洋を横断して東部太平洋まで回遊(メキシコにより漁獲)

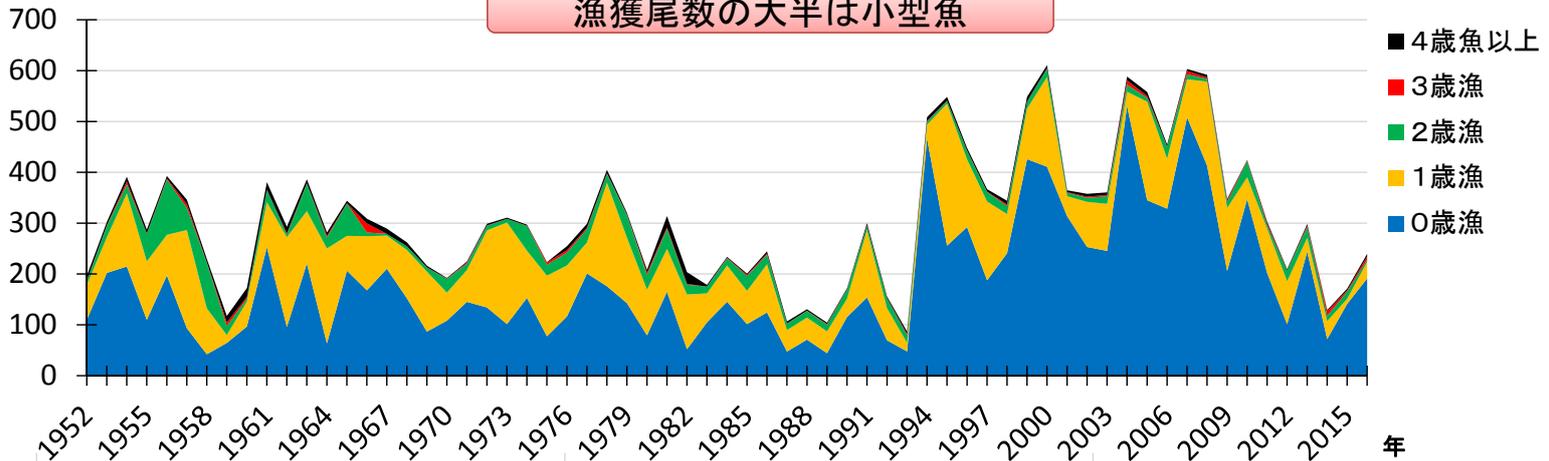


産卵期: 日本南方~台湾東沖 4~7月
日本海 7~8月



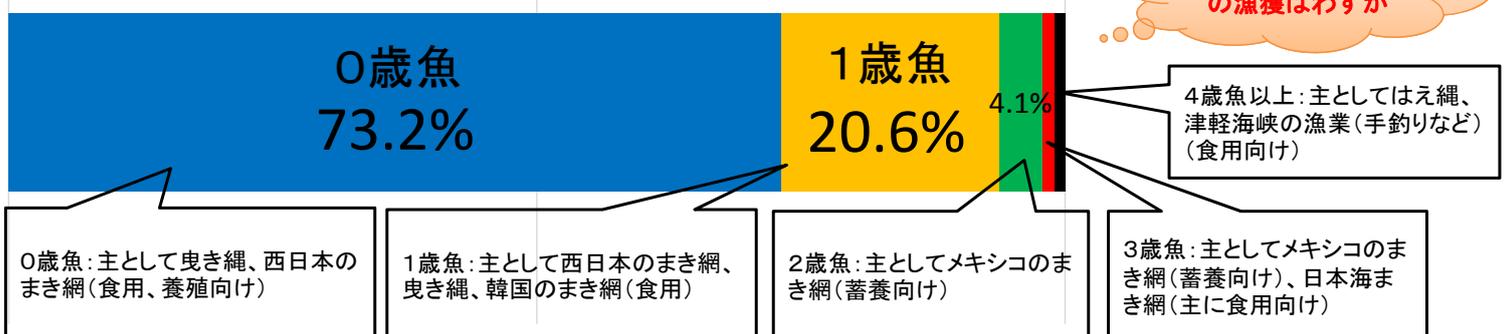
2. 太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況

漁獲尾数の大半は小型魚



資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2018年)

太平洋クロマグロ年齢別漁獲尾数割合(2007-2016年の平均)



3. 国際委員会における決定事項

国際委員会における決定事項

(1) 中西部太平洋:WCPFC

- ①親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
- ②30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減。
- ③30キロ以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から増加させない。

(2) 東部太平洋:IATTC

- ①親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
- ②商業漁業については、2017年及び2018年の年間漁獲上限は3,300トン原則とし、2年間の合計が6,600トンを超えないように管理。
- ③漁獲のうち、30キロ未満の小型魚の漁獲の比率を50%以下とするよう努力。

WCPFC年次会合(2017年12月)の結果

2017年8月に「北小委員会」で作成された保存管理措置案が採択。

- ①次期回復目標(親魚資源量を歴史的中間値まで回復させた後の目標)
「暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で初期資源量の20%(約13万トン)まで回復させること」とする。

②長期管理方策

A. 漁獲制御ルール(資源変動に応じて管理措置を自動的に改訂するルール)

「暫定回復目標」の達成確率が

(ア)60%を下回った場合、60%に戻るよう管理措置を自動的に強化。

(イ)75%を上回った場合、(i)「暫定回復目標」の70%以上を維持し、かつ、(ii)「次期回復目標」の60%以上を維持する範囲で、増枠が検討可能。

B. 管理基準値

「目標管理基準値(長期的に維持すべき資源の水準)」や「限界管理基準値(資源量がこれ以下となった場合、管理措置を強化する水準)」は、2018年から議論を開始。

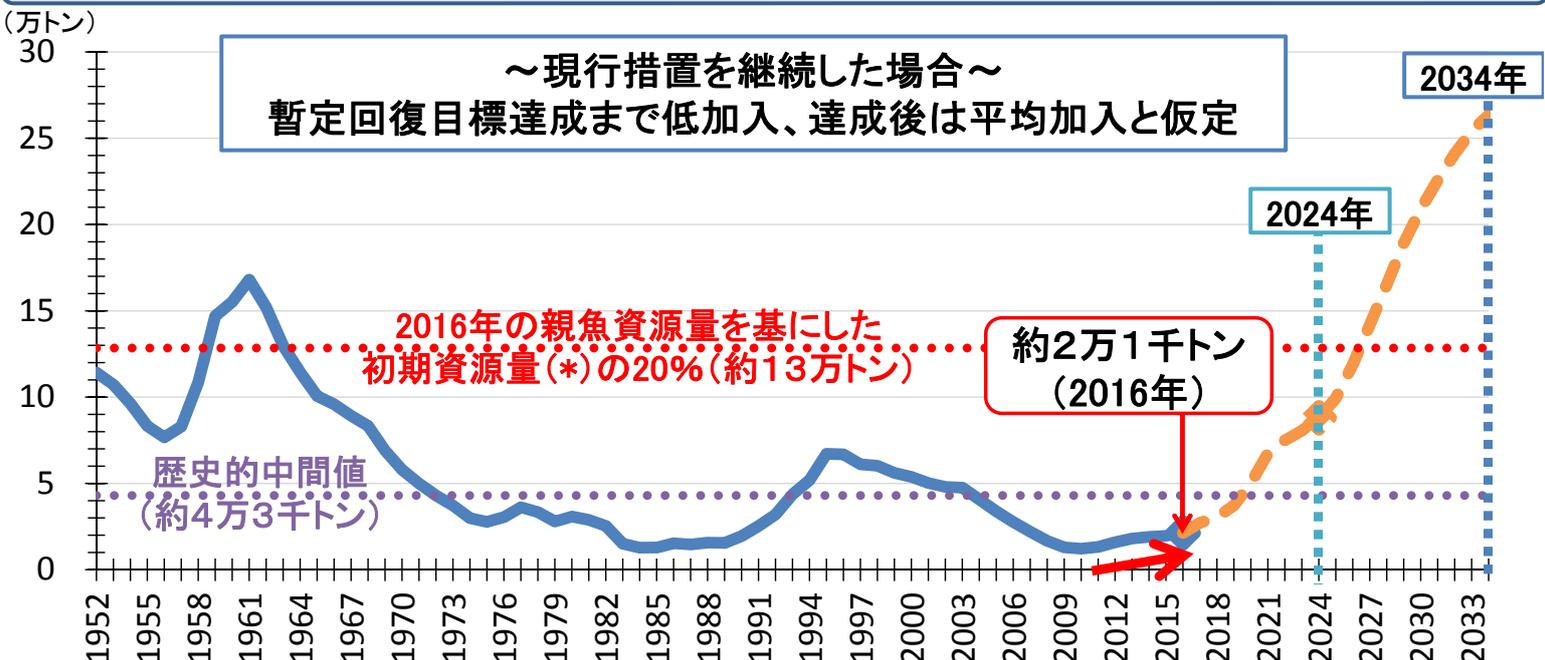
- ③緊急措置(加入の著しい低下が起こった際に緊急的にとられる措置)

A. 2020年まで毎年、資源評価を実施(2019年は加入の著しい低下の兆候が見られた場合に実施)。

B. 資源評価の結果を踏まえ、上記「漁獲制御ルール」を適用することで、迅速な管理措置の改訂により対応。

4. 太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測

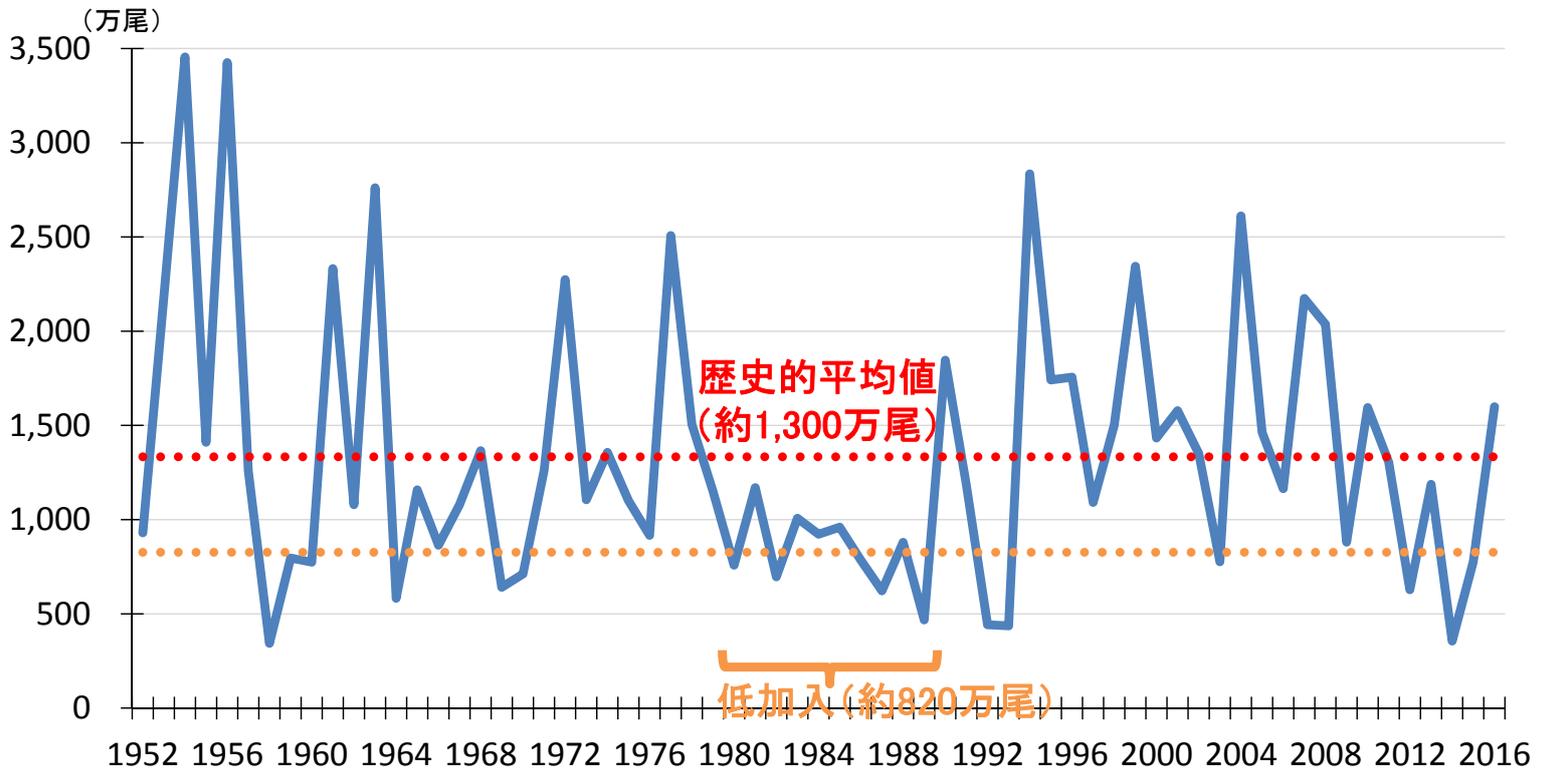
- WCPFCの資源管理措置は、「親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値(約4万3千トン)まで回復させる」ことを暫定回復目標、その次の目標を、「暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で初期資源量(*)の20%(約13万トン)まで回復させること」としている。
- 本年3月に行われたISC(北大西洋まぐろ類国際科学小委員会)により最新の資源評価が行われ、2016年の親魚資源量は、約2万1千トン(初期資源量(*)の3.3%)と推定。2010年に底を打って以降、ゆっくりと回復。
- 現在の規制措置を継続した場合、2024年までに暫定回復目標(約4万3千トン)を達成する確率は98%。



(*) 初期資源量: 資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつてそれだけの資源があったということの意味するものではない。

5. 0歳魚の加入（発生）状況

- 加入量は大きく変動
- 2015年の加入量は約780万尾と低加入水準。
- 2016年は、不確実性が大きいものの、平均加入水準を上回る約1,600万尾と推定された。



6. 今後の予定

7月11日
～7月16日

ISC総会(韓国)

どの程度の増枠が可能であるか等について議論され、最終化される見込み

8月4日まで

北小委員会への提案提出期限

増枠に向けた日本提案提出

提案
提出

9月4日
～9月7日

WCPFC北小委員会(福岡)

(会合期間中にIATTCとの合同作業部会を開催)

日本提案等をもとに議論

合意事項
を提出

12月3日
～12月7日

WCPFC年次会合(未定)

北小委員会の合意事項の承認について議論

Ⅱ. 管理の方向性について

① 第3管理期間

1. クロマグロの管理の経緯

- 我が国は、平成26年12月のWCPFCにおける国ごとにクロマグロの漁獲枠を設定する決定(※)を踏まえ、平成27年1月から自主的な取組として、**小型魚の漁獲枠は4,007トン、大型魚の漁獲枠は4,882トン**とし、特に小型魚については、沖合漁業は漁法別、沿岸漁業は全国を6ブロックに分けて管理を開始。(現在は原則都道府県別)

※①30kg未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減。

②30kg以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から増加させない。

- このような中、**第2管理期間(平成28-29年)で小型魚の漁獲枠の超過が発生したため、これまでの試験実施から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量(TAC)制度に移行することとなった。**

※なお、法令に基づくTAC管理は平成30年の第4管理期間からで、沖合漁業は本年1月、沿岸漁業は本年7月から開始となる。

2. 管理期間ごとの漁獲枠と実績

	H27年(2015年)	H28年(2016年)	H29年(2017年)	H30年(2018年)
	1 6 7 12	1 6 7 12	1 6 7 12	1 6 7 12
沖合漁業	自主管理			自主管理
	第1管理期間	第2管理期間	第3管理期間	第4管理期間
沿岸漁業	自主管理			自主管理
全体計	枠4,916t(実績3,096t)	枠4,007t(4,341t)	枠3,424t(3,408t)	枠3,734t(*2)
まき網	枠2,000t(923t)	枠2,000t(1,938t)	枠1,500t(1,219t)	枠1,500t
近海竿釣り等	枠106t(23.5t)	枠106t(37.0t)	枠106t(129.3t)	枠82.7t
沿岸漁業	枠2,810t(2,149t) 第1管理期間は18か月分	枠1,901(2,365t)	枠1,739t(2,059t)(*1)	これから

注: ()内の数量は漁獲実績 (*1)沿岸漁業第3管理期間の実績はH30.5現在の数量 (*2)第3管理期間の超過量の差引前の数量

3. 第3管理期間の漁獲状況 【平成30年5月15日までの報告分】

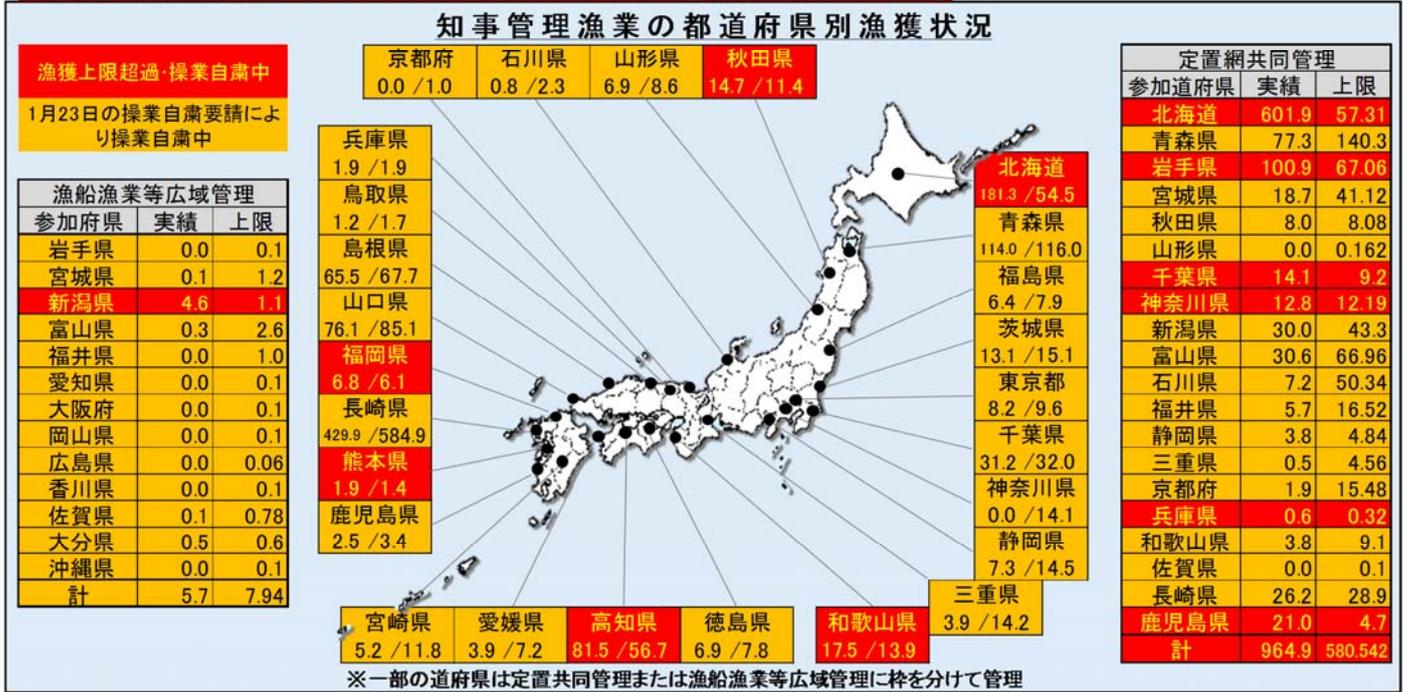
- 5月15日現在の我が国全体のクロマグロ小型魚の漁獲量の累計は前回公表時(4月13日)から13トン増加して3,408トン。残枠は16トンとなっている。

	前回公表時(4/13)	今回の公表(5/15)
累計漁獲量	3,395トン	3,408トン
漁獲枠の消化率	99.1%	99.5%

4. 第3管理期間(H29-30年)の漁獲状況【平成30年5月15日までの報告分】

○ 30キロ未満小型魚	3,407.5【漁獲上限 3,423.5】
・大臣管理漁業(沖合)	1,348.5【漁獲上限 1,606.0】
大中型まき網漁業	1,219.2【漁獲上限 1,500.0】
近海竿釣り漁業等	85.1【漁獲上限 62.0】
かじき等流し網漁業等	44.2【漁獲上限 44.0】
・知事管理漁業(沿岸)	2,059.1【漁獲上限 1,739.2】

管理期間
 沖合漁業はH29.1~12
 沿岸漁業はH29.7~H30.6
 留保枠 78.3トン

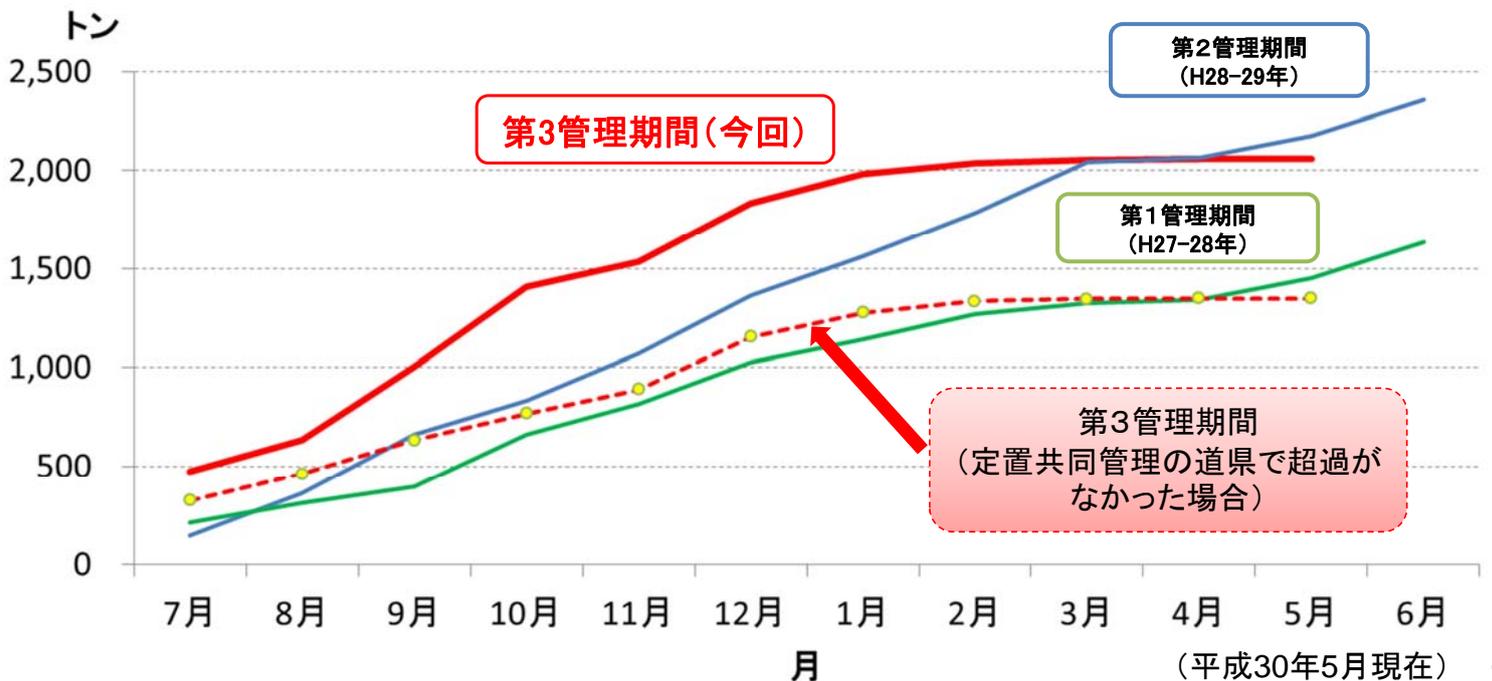


※各県の漁獲上限は第3管理期間当初の数量です。
 沿岸漁業には平成30年1月23日付けで操業自粛要請が発出されています。実績が上限を超えていない場合であっても、漁獲は厳に自粛願います。
 ※現時点での速報値のとりまとめであり、引き続き最新情報に更新されていくことを予め留意してください。
 ※合計の数値は、四捨五入しているため、個々の数量の合計と一致しない場合があります。

単位:トン

5. これまでの沿岸漁業の小型魚の漁獲量の推移

- 今期(5月時点)の沿岸漁業の漁獲状況は、**昨年の同時期をやや下回る。**
- 仮に定置共同管理に参加する道県で**超過量がなかった**場合、今期の漁獲状況は**超過しなかった第1管理期間を下回るペース。**



6. 第3管理期間(H29-30年)の対応方向

- 日本の漁獲枠を守るため、第3管理期間は漁獲を中止することが必要。
- 本年6月までの第3管理期間は、漁獲中止による減収に対する支援等の今期の漁獲枠を守るための対応を行う。

～本年6月まで(第3管理期間)

今期の漁獲枠を守るための対応

・沿岸漁業の操業自粛

国際約束の遵守のため小型魚の操業自粛要請

・クロマグロ対策の活用(支援策)

漁業収入安定対策事業によって、減収分の補てんが受けられるほか、「クロマグロ資源管理促進対策」による支援を実施

・理解の醸成

流通業者や消費者に対し幅広く情報発信。
(全国説明会や水産庁ホームページ等)

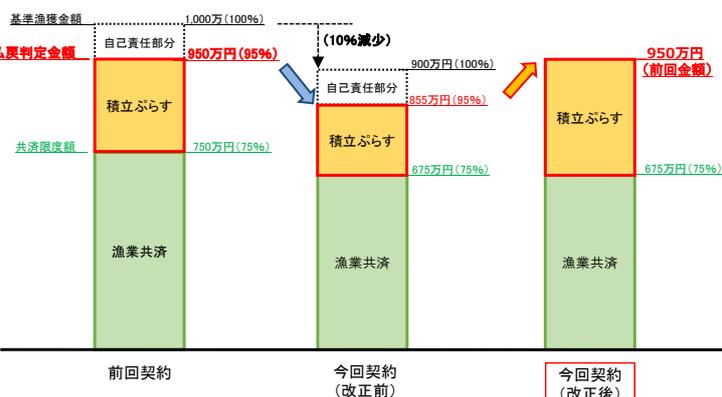
7. クロマグロ資源管理促進対策 4.0億円

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の国際約束に基づくクロマグロの漁獲上限の遵守が課題となっている中、魚種選択性の低い定置網漁業等において、経営への影響を最小化しつつ、安心して資源管理に取り組める環境を整備します。

資源管理による収入減少に対する補てん (収入安定対策の拡充)

クロマグロの数量管理のため、更に強度な資源管理に取り組む沿岸漁業者を対象に、漁業収入安定対策事業(強度資源管理タイプ)における払戻判定金額(=補てん水準:通常は直近5中3で計算)を平成29年の水準(24年～28年の5中3で計算)から下回らないよう措置

【定置網漁業の例】
漁獲金額の減少に伴い、基準漁獲金額が前回契約から10%減少した場合



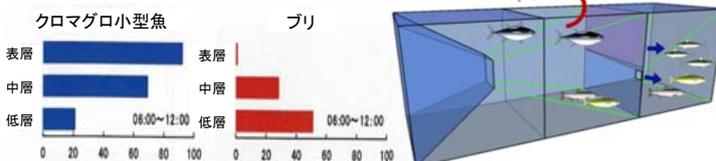
クロマグロ資源管理に必要な取組に対する支援 (平成29年度補正予算)

- ① 定置網漁業の安定的な操業を確保するため、クロマグロの混獲回避の取組(放流作業)を支援(定額) **2.3億円**
- ② 定置網からクロマグロを逃がすため、魚の入り具合を適時把握する魚探、箱網の一部を海面下に沈下させる水中ウインチ等の機器導入を支援(1/2補助) **0.7億円**

クロマグロ資源管理に必要な技術開発等に対する支援 (平成30年度当初予算)

定置網の混獲回避・漁獲を抑制する漁具改良等の技術開発、クロマグロ数量管理に必要な管理マニュアルの作成・指導等を支援(定額) **1.0億円**

【例:遊泳層の違いを利用して逃がす放流技術の開発】



出典:「定置網に入網したクロマグロ幼魚の放流技術の開発」報告書

Ⅱ. 管理の方向性について

②第4管理期間以降

1. 第4管理期間（H30-31）での対応方向

- 昨年の北海道での**大量漁獲**のような事態が**二度と繰り返されないよう万全の対策**が必要。
- このため、本年7月からの**沿岸漁業の第4管理期間**は、**資源管理法(※)**に基づく**数量管理**を開始し、より厳格な管理を実施。
- また、我が国の**漁獲枠を守る**ためには、引き続き、**管理の徹底**が必要であり、そのためには、「**獲り得**」や「**正直者が馬鹿を見る**」ことがないよう、**不公平感を無くす**ことが必要。

(※) 資源管理法: 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

同様の事態を繰り返さないための対応

・第4管理期間での改善策

本年7月以降は、沿岸漁業で罰則を伴う資源管理法に基づく数量管理を開始。より厳格な管理を実施するための方策について更に検討



TAC管理の厳格化

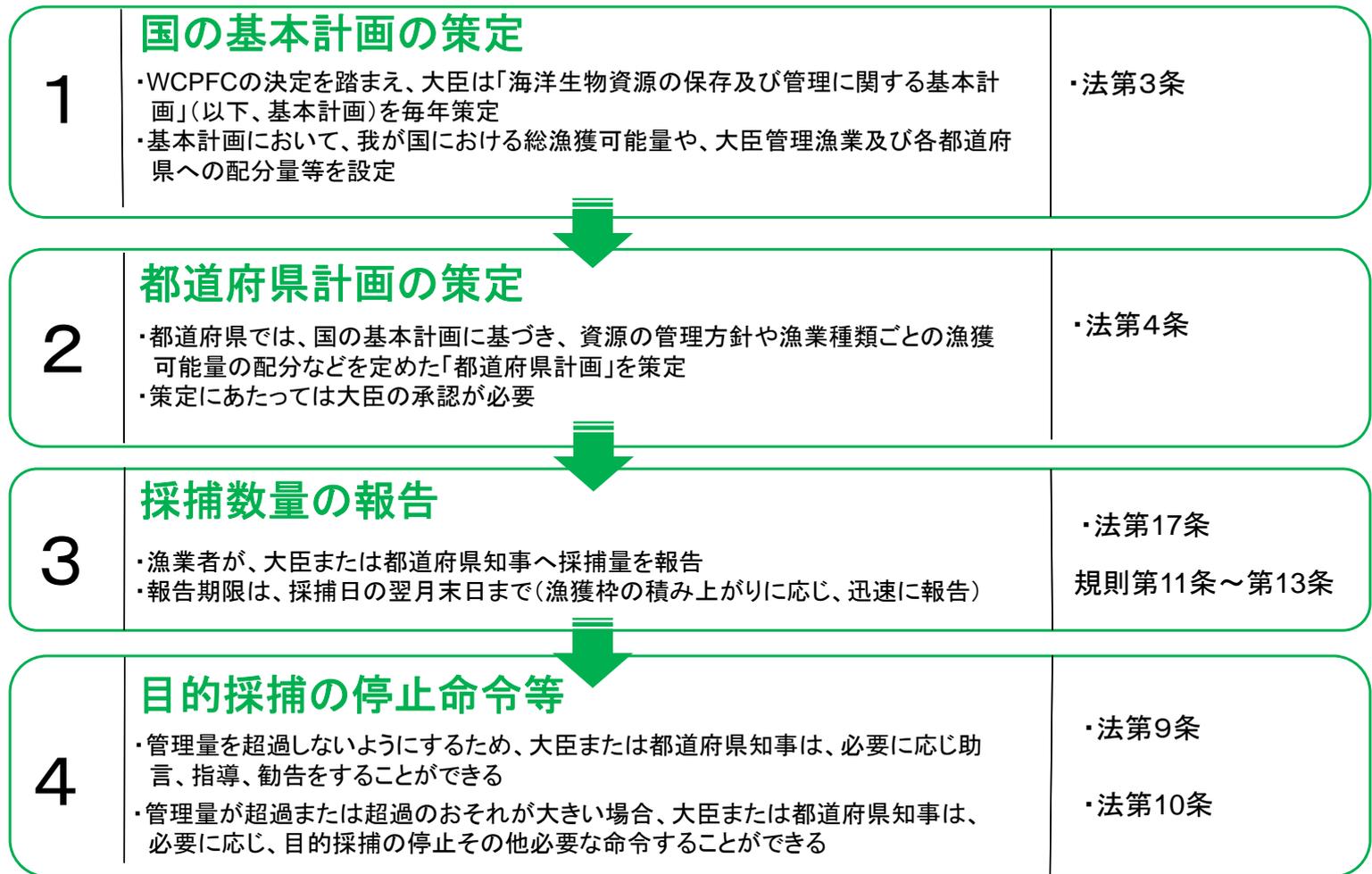
- ・ 昨年12月に公表した資源管理法に基づく国の基本計画で、都道府県には、
 - ① 都道府県での留保設定、
 - ② 漁獲時のよりきめ細かな緊急報告、
- を求めるとともに、月別の細分化した漁獲計画の作成等を、各都道府県の管理計画の中で進め、よりきめ細かい管理を行う。

2. 資源管理法に基づく くろまぐろの数量管理導入について

1. 国際合意に基づく自主的管理	WCPFCにおける国際決議に基づき、自主的な数量管理を導入 (第1管理期間の開始) 【平成27年1月以降】
2. 法律に基づく管理への移行	第2管理期間における漁獲量超過を踏まえ、資源管理法施行令(政令)を一部改正し、「くろまぐろ」を追加【平成29年4月21日】
3. 沖合漁業の管理	国の基本計画に基づき、沖合漁業については漁業種類ごとの数量割当 【平成29年12月28日】
4. 沿岸漁業の管理	①国の基本計画により、都道府県ごとに数量割当 ②基本計画に基づく都道府県計画により、具体的な措置を規定 【平成30年6月末まで】
5. くろまぐろ型TACの開始時期	沖合漁業(大臣管理漁業):平成30年1月から 沿岸漁業(知事管理漁業):平成30年7月から
6. 指定の効果	①採捕数量の報告義務 【違反(虚偽や未報告)の場合】30万円以下の罰金 ②漁獲枠を超過するおそれが著しく大きい場合、採捕停止命令 【違反の場合】3年以下の懲役又は200万円以下の罰金

* 資源管理法: 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

3. くろまぐろTAC制度の仕組み（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律）



4-1. 第4管理期間における小型魚の数量配分について①

①獲り控えた分の上乗せ措置について

- **獲り控えた都府県の漁獲枠の残枠分は、第4管理期間の当該都府県の漁獲枠に、国から上乗せ配分する。**

※ この際、第4管理期間のみで一括上乗せできない場合は、複数年での分割上乗せする。

- **上乗せ配分原資は、超過道府県における超過量の翌管理期間からの差引き量を活用。**

4-2. 第4管理期間における小型魚の数量配分について②

② 第3管理期間超過量の差引きについて

○ 第2管理期間超過量の差引き

第2管理期間超過量の差引きは、**超過で差し引くこと自体が初でもあり、超過量を全量、当該都道府県の漁獲枠から差し引かず、差引量は当該都道府県の当初枠の2割までとし、残りは複数年での分割返済とした。**

○ 課題

上記の2割差引きや分割返済を認めたことで、漁業者によっては、**超過しても2割差引きなので、少なから超過した方が得**といった、**誤解が生じている**との意見もあった。

○ 第3管理期間超過量の差引き

第3管理期間超過量は、第4管理期間から一括で差し引くことで対応する。ただし、**一括差引きで全量差し引けない場合に限り、分割差引きとする。**

4-3. 第4管理期間における小型魚の数量配分について③

③ その他

○ **一括差引きにより、第4管理期間漁獲枠が0トン**となる都道府県がある。

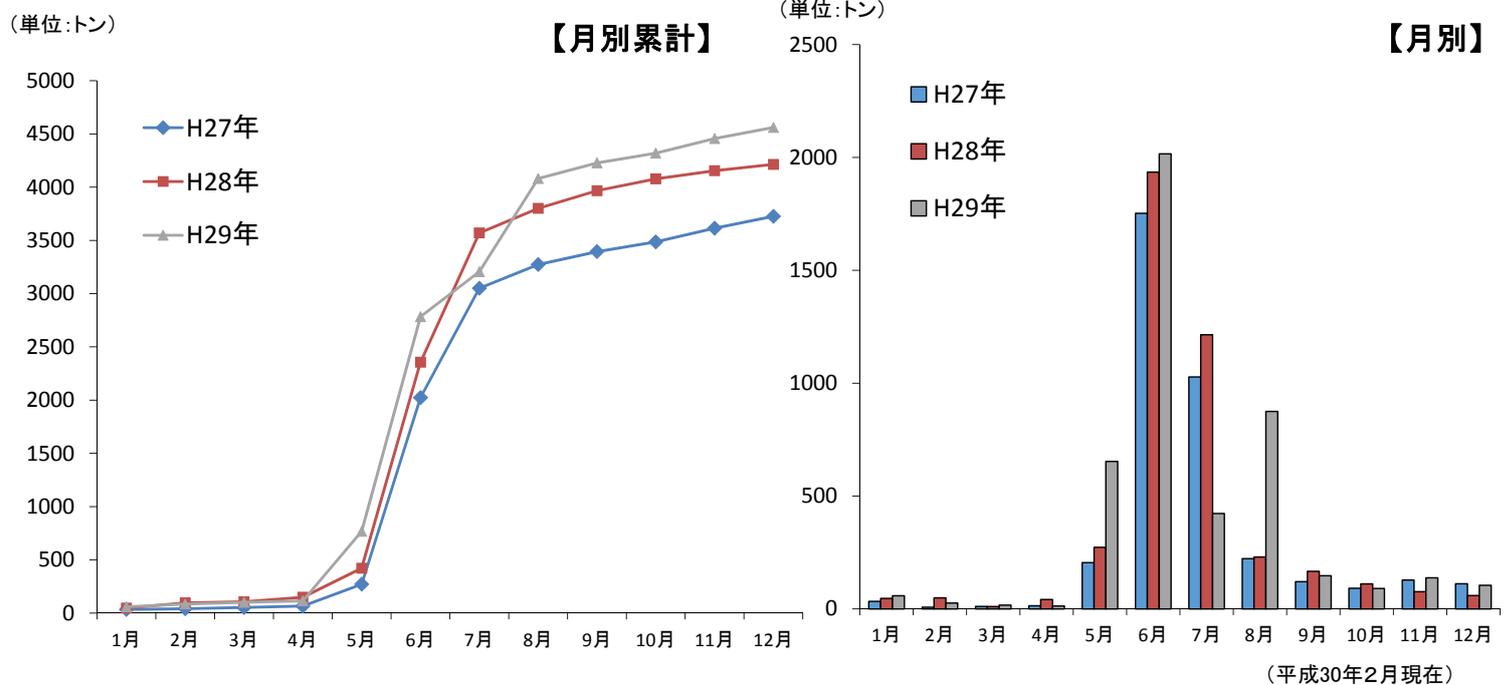
○ この場合、**超過した結果、漁獲枠が0トン**なのだから、**当然、クロマグロを狙った漁獲は中止**だが、**クロマグロ以外の魚を狙った操業や定置漁業での真にやむを得ない混獲**は起こり得る。

○ このため、**混獲の管理は必須**であり、**必要最小限の混獲枠、数トン**を配分する。

5-1. 大型魚の配分について①

- 30キログラム以上の大型魚の漁獲量は、**毎年、増加**の傾向。
 - また、**小型魚は半減**の管理を開始した2015年生まれが、今年(2018年)に**3歳魚**となり、**大型魚に成長**。
- ➡ **管理体制の整備**が必要。

■我が国全体の大型魚の漁獲状況(沿岸+沖合)



5-2. 大型魚の配分について②

- 大型魚は、**国際合意により、2002年から2004年までの平均漁獲量**から増加させないよう管理(**我が国漁獲枠:4,882トン**)。※超過量は翌年の漁獲枠から差し引く
- 我が国漁獲枠4,882トンを**最近年(2015年と2016年)の漁獲量**に応じて按分。その上で、不確実な漁獲量の増大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のために**大型魚漁獲枠の1割程度を留保**。
- しかしながら、**この計算で配分すると、大中型まき網は現状の自主規制枠(3,098トン(2002~2004年の平均漁獲量))を大幅に上回る**。
このため、**現状を踏まえ、3,098トンを基本とする**。

※ ただし、大型魚への振替分250トンを3,098トンに加え3,348トンとなる

※ なお、大中型まき網は、小型魚管理で500トン削減し、250トンを大型魚に振替え、250トンを水産庁に預けていることから、これらは大型魚の留保の計算から除外する。

- 今後、大型魚の漁獲が増加していくことが予想されることから、WCPFCで決められた漁獲枠を遵守できるよう、適切な管理を行っていきたい。

5-3. 大型魚の配分について③

漁法	WCPFC年 (2002-2004年) で按分	最近年 (2015-2016年) で按分 ^{(*)3}	留保前 漁獲枠	留保	留保後 漁獲枠
大臣管理(沖合)漁業	3,850トン	3,578トン	3,283トン	728トン ^{(*)4}	2,980トン
うち、大中型まき網漁業 ^{(*)1}	3,098トン	3,393トン	3,098トン		2,813トン ^{(*)5}
知事管理(沿岸)漁業 ^{(*)2}	1,032トン	1,304トン	1,304トン		1,174トン
合計	4,882トン	4,882トン	4,587トン		4,154トン

(*)1 大中型まき網漁業の留保の計算には、水産庁に預けた小型魚の留保(250トン)を差し引く。【(3,098-250トン)×1割】

(*)2 ここでは1年間の配分数量として計算

(*)3 漁業種別の漁獲実績(2015-2016年)の平均値の割合を4,882tで按分

(*)4 留保には、漁獲枠の調整分(4,882-4,587=295トン)が含まれる。

(*)5 大中型まき網漁業の留保後漁獲枠2,813トンに加えて、小型魚から大型魚への振替分250トンがある。

6-1. 資源管理法に基づく国の基本計画案(平成30年6月公表)①概要

第4管理期間(知事管理漁業)の主な変更点

○資源管理法に基づき、**都道府県ごとに小型魚、大型魚別の漁獲枠を設定。**

○**知事管理漁業の第4管理期間を9ヶ月間**(平成30年7月1日から平成31年3月31日まで)に設定。

(第5管理期間から4月から3月までの管理期間とするための措置)

※管理期間の切り替え時期を、小型魚、大型魚ともに漁獲量の多い6月~7月から漁獲量の少ない3~4月に変更

○**定置網の共同管理を廃止。**

6-2. 資源管理法に基づく国の基本計画案（平成30年6月公表案）②配分量

大中型まき網漁業等への配分は平成29年12月公表の基本計画で配分済み、各都道府県への配分は平成30年6月公表予定の基本計画で配分。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
くろまぐろ	第4管理期間	7,826.3トン
小型魚	第4管理期間	3,138.7トン
大型魚	第4管理期間	4,687.6トン

第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)		数量
くろまぐろ 小型魚	大臣管理	大中型まき網漁業	1,500.0トン
		近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	38.9トン
		東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	43.8トン
	知事管理	1,319.8トン	
	留保	236.2トン	
くろまぐろ 大型魚	大臣管理	大中型まき網漁業	3,063.2トン
		近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167.0トン
		知事管理	732.7トン
	留保	724.7トン	

※1: 小型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)から、大型魚に振替(250トン)をした漁獲量(3,757トン)とする。なお、小型魚の漁獲可能量のうち250トン留保とする。

※2: 大型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量に、小型魚から振替(250トン)をした漁獲量(5,132トン)とする。なお、不確実な漁獲量の拡大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のため、大型魚の割当ての際に漁獲可能量の1割程度を留保する。

7. 第4管理期間(H30-31年)の漁獲状況【平成30年5月17日までの報告分】

区分	小型魚			大型魚		
	採捕数量	配分量	割合	採捕数量	配分量	割合
大臣管理	11.6トン	1,500.0トン	0.8%	374.5トン	3,063.2トン	12.2%
	24.6トン	38.9トン	63.2%	153.4トン	167.0トン	91.9% ※2
	39.4トン	43.8トン	90.0% ※1			
計	75.6トン	1,582.7トン	4.8%	527.9トン	3,230.2トン	16.3%

※1 平成30年4月23日 資源管理法第8条に基づく数量公表、第9条に基づく勧告発出(漁業者に対する行政指導)

※2 平成30年5月22日 資源管理法第8条に基づく数量公表、第9条に基づく勧告発出(漁業者に対する行政指導)

※3 第4管理期間の管理が開始している大臣管理漁業の数量を記載(管理期間:平成30年1月1日~12月31日)

(参考) 資源管理法に基づく管理措置について

指定漁業等の種類別に定めた大臣管理量を超えるおそれがあると認めるときは、大臣は、当該漁業の採捕数量を公表（法8条）

採捕数量の公表後、大臣管理量の超過を防ぐため必要があると認める場合には、大臣は、漁業者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる（法9条）

※ 強制力を有しない行政指導

採捕数量が大臣管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、省令で、採捕停止等命令をすることができる（法10条）

上記命令を受けた者が、採捕停止命令に違反し、引き続き違反するおそれがあると認めるときは、大臣は、使用船舶について停泊命令をすることができる（法12条）



3年以下懲役又は
200万円以下罰金

違反者には罰則適用

8. 広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）

これまで

自由漁業（曳き縄漁業等）に届出制を導入
漁獲実績報告の義務化
（平成23年4月から順次実施）

沿岸クロマグロ漁業の実態把握
（漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、トン数階層等）

日本海・九州西広域漁業調整委員会

平成26年4月1日以降

広域漁業調整委員会の
海域区分

太平洋広域漁業
調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸クロマグロ漁業の管理体制の強化

●届出制から承認制へ移行
広域漁業調整委員会の指示
に基づき隻数制限を導入

●平成27年1月 更新1回目

●平成29年1月 更新2回目

●平成30年7月 更新3回目

：「過去5年間の実績者」
を承認対象とすることで、
太平洋クロマグロの管理を
なお一層推進

県名	届出	H27.1	H30.1	県名	届出	H27.1	H30.1	県名	届出	H27.1	H30.1	
北海道	131	969	863	石川県	741	1,027	985	山口県	699	1,816	1,647	
青森県	443	2,068	1,938	福井県	386	304	282	徳島県	250	492	476	
岩手県	0	119	99	静岡県	528	1,025	1,011	香川県	0	0	0	
宮城県	7	33	31	愛知県	1	1	1	愛媛県	62	90	90	
秋田県	83	175	174	三重県	1,057	1,077	990	高知県	1,171	2,949	2,692	
山形県	91	150	150	京都府	269	264	264	福岡県	597	668	556	
福島県	124	719	714	大阪府	0	11	11	佐賀県	37	46	45	
茨城県	324	367	347	兵庫県	232	253	251	長崎県	1,917	2,503	2,503	
千葉県	464	580	545	和歌山県	1,151	1,897	1,733	熊本県	54	134	114	
東京都	533	526	515	鳥取県	592	651	580	大分県	58	146	139	
神奈川県	126	323	297	島根県	101	1,054	1,002	宮崎県	530	669	568	
新潟県	68	186	164	岡山県	0	0	0	鹿児島県	260	519	467	
富山県	54	270	262	広島県	0	1	1	沖縄県	3	4	4	
									合計	13,144	24,086	22,511

注：黄色マーカーは承認数が1,000以上の都道府県

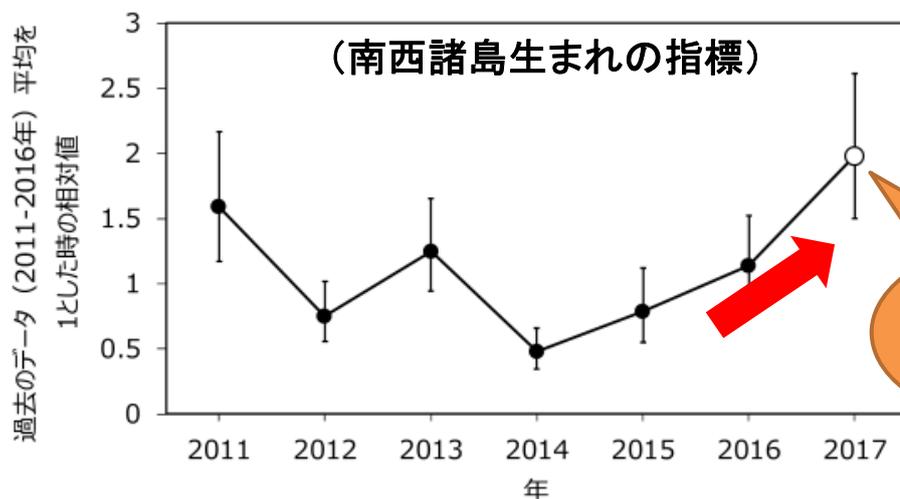
※対象漁業、提出書類及び漁獲実績報告書は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

(参考資料)

クロマグロの加入状況（モニタリング速報）

- 加入量モニタリング速報によると2015年以降、**3年連続、加入動向は上向き**となっており、引き続き、**沿岸への来遊は増加**する可能性

加入量モニタリング速報



2014年に比べて約4倍の水準

図. 2011~2017年の夏季の曳縄モニタリング船CPUEの相対値.
図中の垂線は95%信頼区間.

くろまぐろの漁獲の傾向

- 沿岸漁業は主な漁獲対象が0-2歳の小型魚
 - 2017年生まれの水準は直近2年よりも高い可能性があり、2018年は少なくとも1-2歳魚の来遊が第2～第3管理期間を大きく上回ることが想定される。
- 大量に来遊した場合の対応は今期以上に重要。

加入状況からみた年齢別資源の傾向

年	加入状況	加入状況												(西暦)	(和暦)		
		09年 21年	10年 22年	11年 23年	12年 24年	13年 25年	14年 26年	15年 27年	16年 28年	17年 29年	18年 30年	19年 31年					
2009年生	H21年	881万尾	0歳	1歳	2歳	3歳											
2010年生	H22年	1,595万尾		0歳	1歳	2歳	3歳										
2011年生	H23年	1,304万尾			0歳	1歳	2歳	3歳									
2012年生	H24年	628万尾				0歳	1歳	2歳	3歳								
2013年生	H25年	1,187万尾					0歳	1歳	2歳	3歳							
2014年生	H26年	356万尾							0歳	1歳	2歳	3歳					
2015年生	H27年	777万尾								0歳	1歳	2歳	3歳				
2016年生	H28年	1,599万尾									0歳	1歳	2歳	3歳			
2017年生	H29年	比較的高い水準*の可能性										0歳	1歳	2歳			

*高い水準: モニタリングを開始した2011年以降の中では比較的高い水準の可能性

まき網5,000トン管理

まき網4,250トン管理

半減管理開始

太平洋クロマグロの国別漁獲状況

年	日本		韓国		台湾		メキシコ		米国		その他		合計		総計
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	
1994	6,165	9,021	50			559	51	14	822	232		3	7,088	9,829	16,917
1995	20,740	6,350	821			337	10	1	918	46		2	22,489	6,736	29,225
1996	9,480	4,527	102			956	3,482	218	4,470	279		4	17,534	5,984	23,518
1997	13,610	5,242	1,054			1,814	287	81	1,984	546		15	16,935	7,698	24,633
1998	7,049	4,142	188			1,910	1	0	1,923	542		23	9,161	6,617	15,778
1999	10,624	12,004	256			3,089	2,239	165	722	87		26	13,841	15,371	29,212
2000	15,445	9,132	2,401			2,782	2,902	216	1,024	72		29	21,772	12,231	34,003
2001	10,251	3,960	1,186			1,843	767	97	606	89		57	12,810	6,046	18,856
2002	9,309	4,877	932			1,527	1,366	344	555	162		61	12,162	6,971	19,133
2003	7,951	2,455	2,601			1,884	2,635	619	343	92		53	13,530	5,103	18,633
2004	6,785	7,314	773			1,717	6,375	2,519	40	20		78	13,973	11,648	25,621
2005	14,796	6,872	1,318			1,370	3,778	765	237	51		33	20,129	9,091	29,220
2006	9,828	4,350	1,012			1,150	8,791	1,136	89	9		26	19,720	6,671	26,391
2007	8,519	5,309	1,281			1,411	3,227	920	45	13		17	13,072	7,670	20,742
2008	11,885	5,304	1,743	123		981	3,706	701	75	19		17	17,409	7,144	24,553
2009	9,704	4,324	901	34		888	2,709	310	525	66		19	13,839	5,642	19,481
2010	5,941	2,459	1,128	68		409	5,731	2,015	95	28		10	12,895	4,990	17,885
2011	9,105	3,899	670	1		316	1,866	865	414	205		29	12,055	5,315	17,370
2012	4,101	1,999	1,406	16		213	5,280	1,388	516	144		14	11,303	3,774	15,077
2013	3,299	3,120	581	24		335	3,154		820			24			11,357
2014	6,089	3,488	1,199	112		483	4,862		844			12			17,089
2015	2,490	3,870	676	1		618	3,082		480			16			11,234
2016	3,944	4,368	559	469		480	2,706		653						13,179
02-04年の平均	8,015	4,882	1,435			1,709	3,459	1,161	313	91		64	13,222	7,907	21,129
02-04年の85% (▲15%)	6,813		1,220				2,940		266				11,238		
02-04年の50% (▲50%)	4,007		718				1,729		156				6,611		

※韓国及び台湾の2002年～2012年のデータは、ISCへの提出データ。韓国及び台湾の2001年以前のデータ、並びに～2012年の日本、メキシコ、米国及びその他については、国際水産資源研究所による推定値。2013年～2016年の日本、韓国、及び台湾のデータは、WCPFCへの提出データ、米国、メキシコのデータはISC報告データ。
※データの取得元が異なること、また推定値等を含むため、合計や総計の値は、他の集計と異なる場合があります。

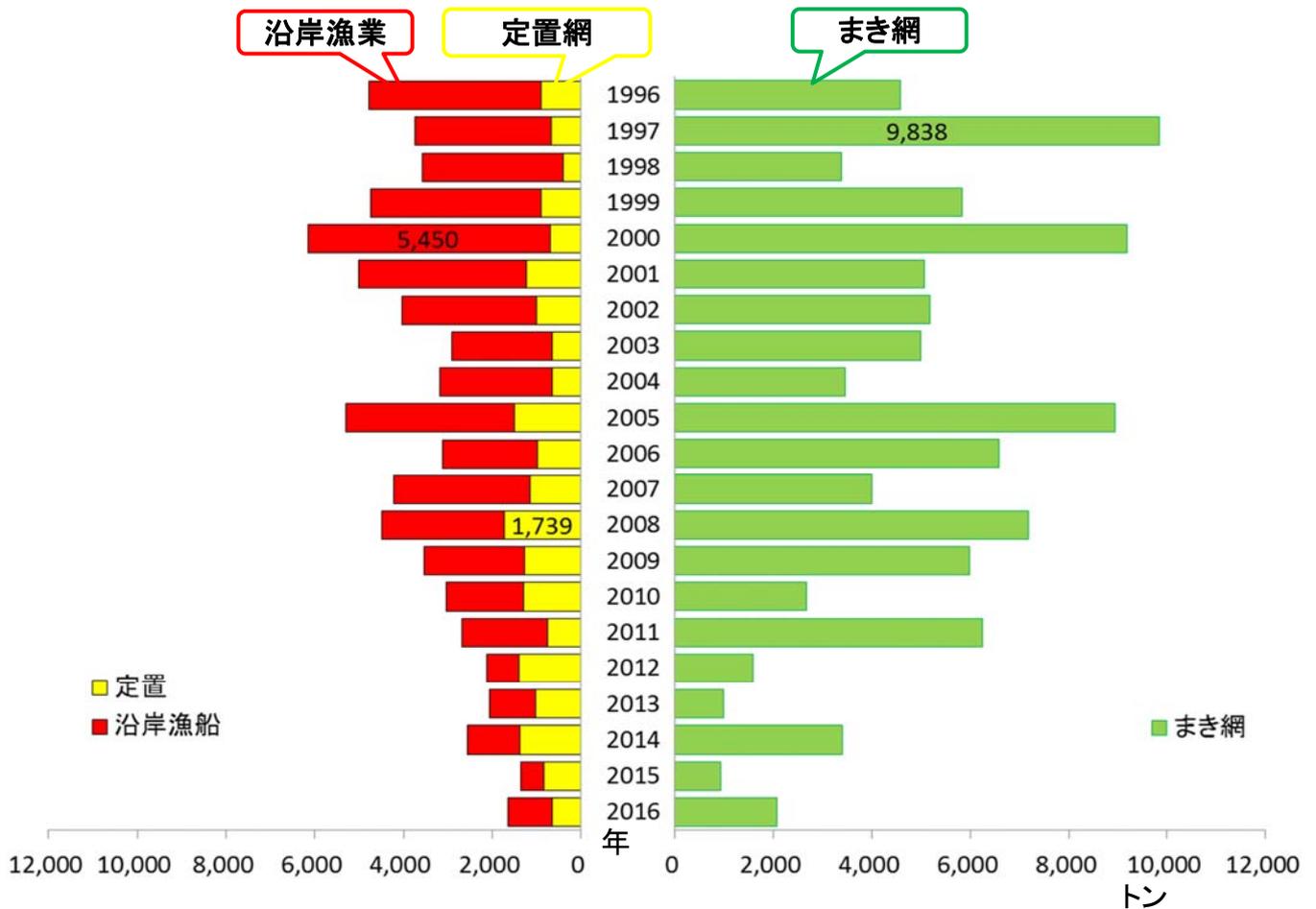
我が国の大型魚・小型魚（30kg未満）別漁獲状況

トン

年	大型魚を漁獲するまき網				小型魚を漁獲するまき網				まき網全体				はえ縄(遠洋・近海)				はえ縄(沿岸)		はえ縄全体		曳き縄		竿釣り		定置網		その他		漁業種類合計		総計		
	太平洋		日本海		小型魚		大型魚		小型魚		大型魚		赤道以北		赤道以南		小型魚		大型魚		小型魚		大型魚		小型魚		大型魚		小型魚			大型魚	
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚			
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚			
1994	126	6,525	694	786	912	7,219			238		20	968	1,226	4,111	162	637	522	344	54	6,165	9,021	15,186											
1995	36	4,801	496	13,575	13,611	5,298			107		10	571	688	4,778	270	1,594	266	487	99	20,740	6,350	27,091											
1996	2,489	2,601	450	2,104	4,593	3,051			123		9	778	909	3,640	94	898	251	255	315	9,480	4,527	14,008											
1997	2,823	2,606	708	7,015	9,838	3,314			142		12	1,158	1,312	2,740	34	666	138	333	478	13,610	5,242	18,852											
1998	719	1,670	326	2,676	3,395	1,995			169		10	1,086	1,266	2,876	85	403	471	291	409	7,049	4,142	11,191											
1999	1,293	9,747	579	4,554	5,847	10,326			127		17	1,030	1,174	3,440	35	902	195	399	309	10,624	12,004	22,628											
2000	900	6,546	747	8,293	9,193	7,293			121		7	832	959	5,217	102	701	424	233	456	15,445	9,132	24,577											
2001	586	2,313	239	4,481	5,068	2,552			63		6	728	797	3,466	180	1,241	125	297	486	10,251	3,960	14,212											
2002	193	3,131	599	4,981	5,174	3,729			47		5	794	846	2,607	99	1,008	92	422	210	9,309	4,877	14,186											
2003	183	203	571	4,812	4,995	774			85		12	1,152	1,249	2,060	44	648	191	205	241	7,951	2,455	10,407											
2004	143	2,692	2,100	3,323	3,465	4,792			231		9	1,616	1,855	2,445	132	660	235	82	432	6,785	7,314	14,099											
2005	155	185	3,694	8,783	8,938	3,879			107		14	1,818	1,939	3,633	549	1,509	673	167	381	14,796	6,872	21,668											
2006	1,352	280	2,012	5,236	6,588	2,292			63		11	1,058	1,131	1,860	108	991	430	280	498	9,828	4,350	14,178											
2007	124	718	2,123	3,875	3,998	2,841			83		8	72	1,607	72	1,698	2,823	236	1,142	361	249	408	8,519	5,309	13,828									
2008	1	0	3,028	7,192	7,193	3,028			19		8	131	1,240	131	1,267	2,377	64	1,739	619	380	390	11,885	5,304	17,188									
2009	33	795	1,299	5,950	5,983	2,094			8		7	138	935	138	950	2,003	50	1,274	962	257	319	9,704	4,324	14,029									
2010	49	21	1,052	2,620	2,669	1,073			5		6	160	724	160	735	1,583	83	1,289	314	157	337	5,941	2,459	8,401									
2011	16	305	114	1,792	6,243	2,097			9		11	108	720	108	740	1,820	63	763	888	108	175	9,105	3,899	13,004									
2012	3	198	170	671	1,592	869			6		8	266	401	266	415	570	113	1,393	539	167	176	4,101	1,999	6,100									
2013	0	279	226	1,502	990	1,782			7		7	235	543	235	557	904	8	1,020	395	142	387	3,299	3,120	6,419									
2014	0	47	203	2,000	3,409	2,047	0	10	0	4	122	550	122	565	1,023	5	0	1,375	532	155	344	6,089	3,488	9,577									
2015	102	837	9	1,810	66	931	2,714	0	12	0	4	188	418	189	433	394	19	7	0	843	424	127	280	2,490	3,870	6,360							
2016	32	1,255	209	1,772	2,069	3,027	1	12	0	4	181	461	182	476	756	23	45	0	654	573	238	269	3,944	4,368	8,312								
02-04年の平均	173	2,009	1,090	4,372	4,545	3,098			121		9	1,187	1,317	2,371	92	772	173	236	294	8,015	4,882	12,897											

※国際水産資源研究所による推定値

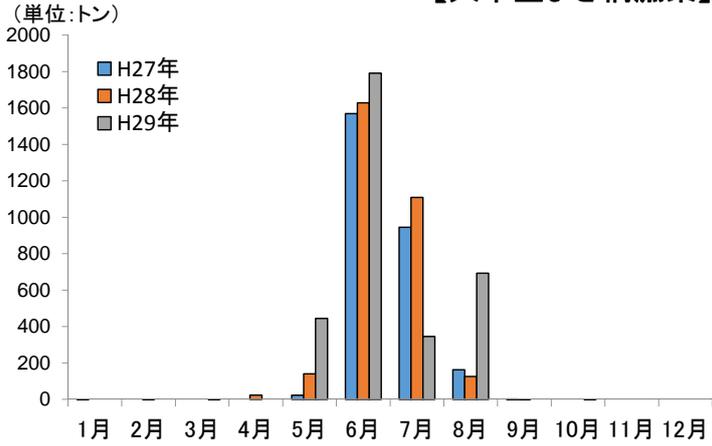
漁法別の小型魚漁獲状況



大型魚/小型魚別の沿岸と沖合の月別漁獲状況について

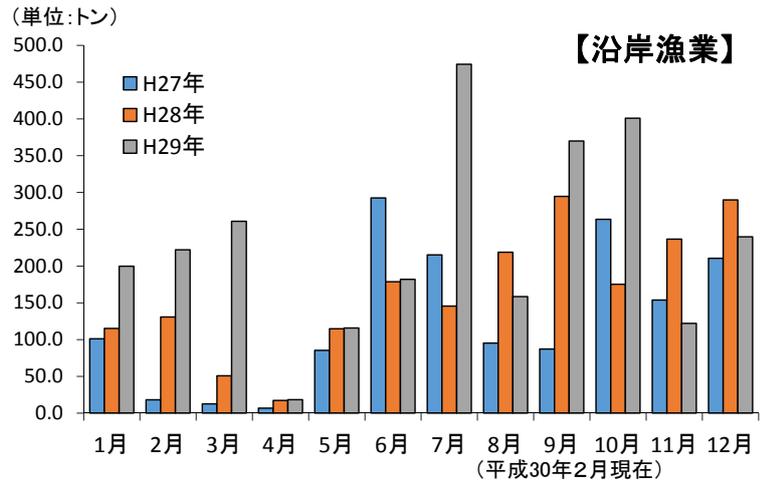
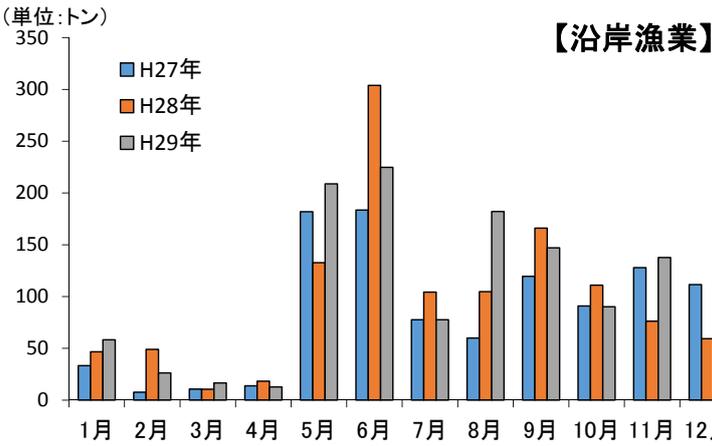
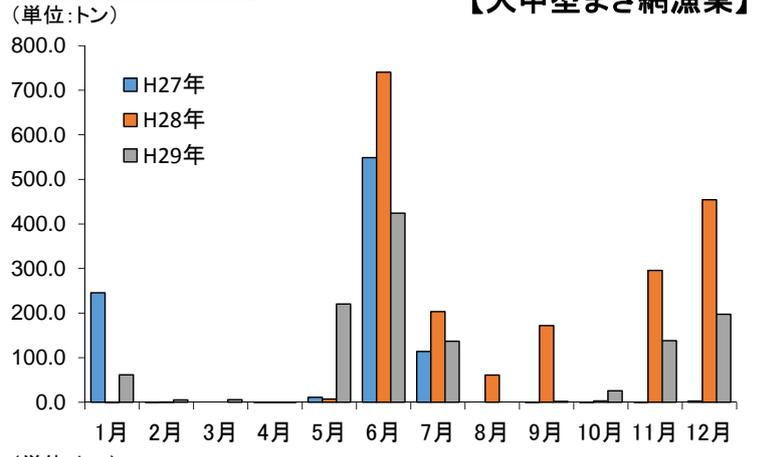
大型魚

【大中型まき網漁業】



小型魚

【大中型まき網漁業】



大中型まき網漁業によるクロマグロ漁獲の特徴

操業海区	管 理		
		年間漁獲上限	第3管理期間漁獲実績
東シナ海 日本海 太平洋	小型魚	第3管理期間 1,500トン → 第4管理期間 1,500 トン	1,219トン
	大型魚	3,348トン → 3,063.2トン	3,273トン

- ・漁獲実績の迅速な把握と、実績の積み上がりに応じた漁獲管理
- ・日本海では大型魚1,800トンを上限とし8月の操業を自粛

操業海区	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東シナ海	遠まき	小型魚					養殖用種苗					小型魚	
日本海	山まき						大型魚						
太平洋	北まき						大型魚						

遠まき: 日本遠洋旋網漁業協同組合所属船、山まき: 山陰旋網漁業協同組合所属船、北まき: 北部太平洋まき網漁業協同組合連合会所属船

大中型まき網漁業の取組み状況

大中型まき網漁業

【小型魚(30kg未満)】

- ・大中型まき網全体で年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2011～2013年：5,000トン(05-09年比約22%削減)

2014年：4,250トン(05-09年比約34%削減)

2015～2016年：2,000トン(05-09年比約69%削減)

2017～2018年：1,500トン(05-09年比約77%削減)

【大型魚(30kg以上)】

- ・大中型まき網全体で、年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2015～2016年：3,098トン、2017年：3,348トン、2018年：3063.2トン

- ・日本海大中型まき網業界の自主規制として、日本海の総漁獲量が1,800トンを超えないよう管理。(8月の操業は自粛)

※ 日本海における漁獲実績：

1,796トン(2011年)、702トン(2012年)、1,560トン(2013年)、1,918トン(2014年)、1,788トン(2015年)、1,693トン(2016年)、1,691トン(2017年)

広調委の承認制について(沿岸くろまぐろ漁業) ①

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

① 平成24年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数1.3万隻)、

② 平成25年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数2.3万隻(H29.1現在))、

して、原則2年ごとに更新(今回で3回目の更新)している。現行の承認期間は平成30年6月30日までのため、各広域漁業調整委員会で次期委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

2. 広域漁業調整委員会指示※の概要

本年7月からの沿岸漁業でのTAC管理が導入されることを契機に、「**過去5年間の実績者**」を承認対象とすることで、**太平洋クロマグロの管理をなお一層推進**。

(1) 承認条件

① 過去5年間に1kg以上の漁獲実績を有すること。

ただし、所属漁業協同組合長が特に認める者（病気療養、長期研修等の合理的な理由がある者）で、当該都道府県の水産主務課長が、当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

② 操業自粛要請の非協力者でないこと。

平成30年1月23日の全ての沿岸漁業者への操業自粛要請に明らかに応じない漁業者ではない旨、当該都道府県の水産主務課長から意見書があること。

(2) 漁獲実績報告書について

引き続き、**漁獲実績報告書の提出を義務付け**。

※ただし、クロマグロのTAC報告をし、当該都道府県が当該報告数量を国に伝達する場合は漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

(3) 承認期間について

平成30年7月1日～平成32年6月30日まで。

※なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きや漁獲実績報告書の提出の観点から、承認期間の前に約2ヶ月、後に1ヶ月の期間を加えて設定するものとする。

※太平洋広域漁業調整委員会指示第29号（平成30年3月27日発出）、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第55号（平成30年3月19日発出）
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第31号（平成30年3月22日発出）

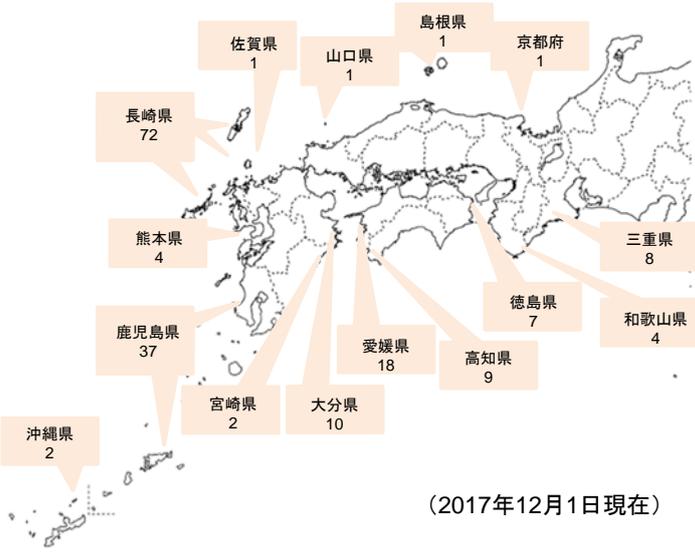
養殖業の管理について

クロマグロ養殖の実績報告の義務化

- クロマグロ養殖業者に対して、国が養殖実績（養殖施設の設置状況、種苗の入手先、活込み状況、移送状況及び出荷状況）の報告を義務付け

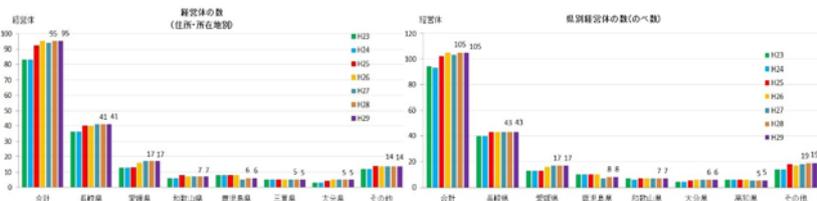
暦年毎にとりまとめ、2011年分から公表（毎年3月）

全国のクロマグロ養殖場
全国計：177漁場



経営体の数
全国計：95経営体

県別経営体の数(のべ数)
全国計：105経営体



注1：個人にあっては住所、法人にあっては本社の住所により計上
注2：その他は、高知県、徳島県、熊本県、東京都、島根県、山口県、佐賀県、沖縄県

注1：府県内にクロマグロ養殖場を有する経営体数を計上
注2：1養殖業者が複数の府県で養殖を行っている場合はそれぞれの府県で重複して計上
注3：その他は、三重県、徳島県、熊本県、宮崎県、沖縄県、京都府、島根県、山口県、佐賀県

クロマグロ養殖の管理強化に関する大臣指示

2012年10月26日以降、

2012年10月26日発出

- ① 各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年から増加するような**養殖漁場の新たな設定を行わない**こと。
- ② 生け簀の規模拡大により各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年より増加することのないよう、**漁業権に生け簀の台数等に係る制限・条件を付ける**こと。

* 人工種苗向けの漁場は、上記指示の適用外

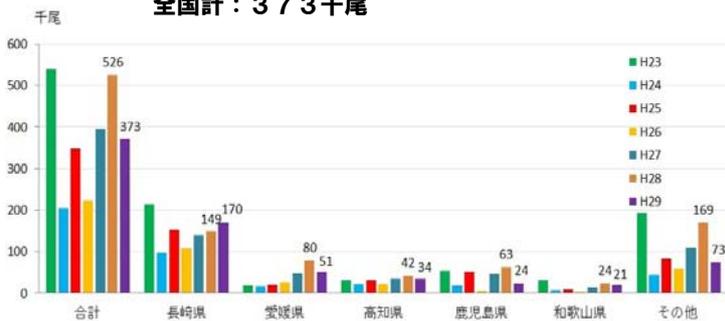
クロマグロ養殖の現状

○種苗活込み数

全国計：868千尾（2017年）

うち天然種苗

全国計：373千尾



注1：その他とは、佐賀県、三重県、熊本県、山口県、宮崎県、大分県、京都府、沖縄県
注2：「H29」合計値の採捕方法別内訳は、曳き縄165千尾、まき網208千尾

※活込んだ種苗は、数年の養殖期間を経た後に出荷。

うち人工種苗

全国計：495千尾



注1：その他とは、高知県、宮崎県
注2：人工種苗については陸上施設で種苗生産され、海面の養殖場に初めて活け込まれた数であり、天然種苗と比べて小型であるため死亡が多い

○出荷尾数

全国計：247千尾（2017年）



注：その他とは、大分県、熊本県、沖縄県、山口県、京都府

○出荷重量

全国計：15,858 t（2017年）



注：その他とは、京都府、山口県、愛媛県、熊本県、沖縄県

定置網における取組事例①

1 操業の工夫

- 1日1回の網起こしのみ。また、他の事例では、原則1日2回の網起こしをする
が、朝の網起こしでマグロが入網した場合、1回にした。
- 1日の混獲上限を500kgとし、それ以上の漁獲があった場合は、当日及び翌日
休漁する。
- 年間を通して2kg未満のものは全て放流する取組みを県漁協理事会の決定事項と
して実施した。

2 漁法（漁具）の工夫

- 緊急放流口を設け、大きい目合いで大型のマグロのみを漁獲し、それ以下の小
型魚を含め他魚種も放流している。
- 箱網内に仕切り網を設置し、大型魚は仕切り網内で水揚をして、小型魚は落し
網に追い込み側網を沈めることにより放流している。
- キンコ網を取り付け、ぶり・あじ・さばは追い込むようにし、チャック（くさ
り式）を開けて放流するようにしている。

定置網における取組事例②

3 放流手法の工夫

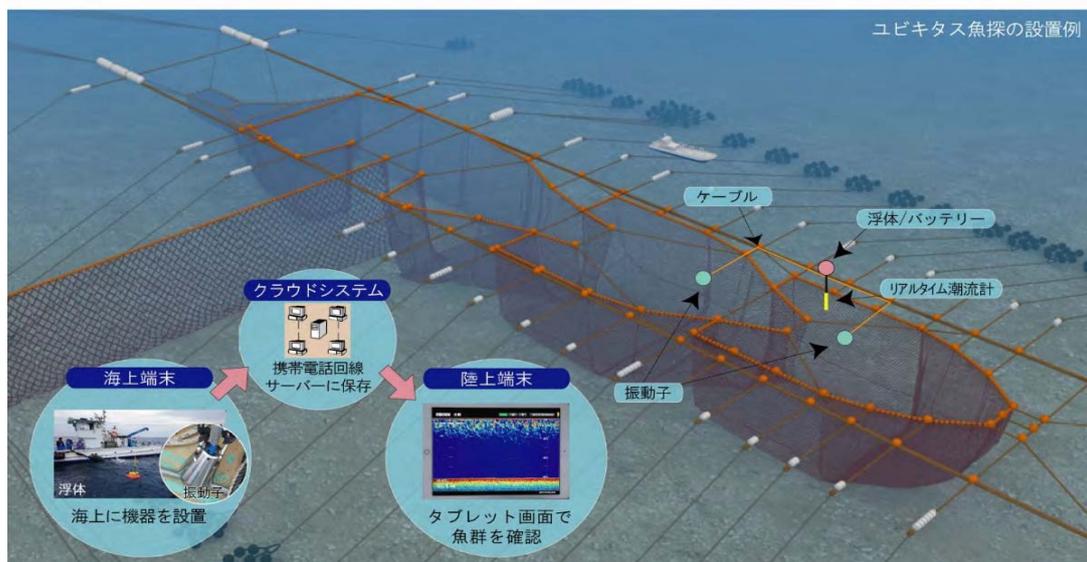
- 概ね100尾以内であれば、タモ網により放流しているが、それ以上の入網の時は、側網を沈めることにより放流するか、網起こしを中断して止めている。
- サバ・イワシ・ワラサ等、大量入網が多いため、船に魚を積みながら船と網の間を離しやすく工夫をして、そこから放流している。
- ブリ等の混獲が多い場合は、先に金庫網の入口を開け、なるべくブリを追いこみ、その後マグロの放流するようにしている。
- 多い時（数十尾以上）は、揚網途中に側を土俵で沈め、ゆっくり追い込みながら放流した（水面から60cmくらいがちょうど良かった。）。

4 その他の工夫（機器導入、計画的漁獲等）

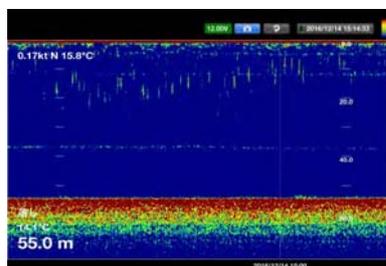
- 網揚げ前に魚探でマグロの感度があった場合、操業を自粛した。
- 漁期が5月から8月のため、昨年は30年5月、6月に獲る数量を残し、網の切り上げを行った。
- 数量割当の徹底遵守。

（（一社）日本定置漁業協会調べ。平成30年3月時点）

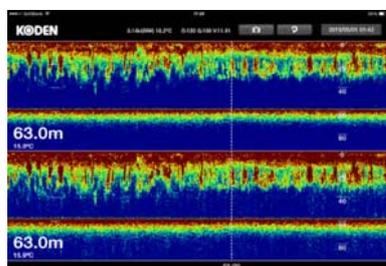
定置網における取組事例（例：ユビキタス魚探）



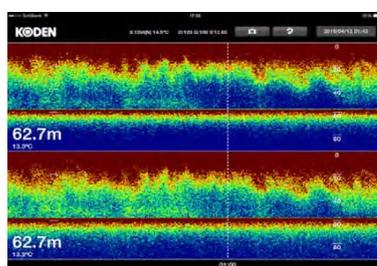
魚探画像の例



4kgのクロマグロ636本



ブリ50トン



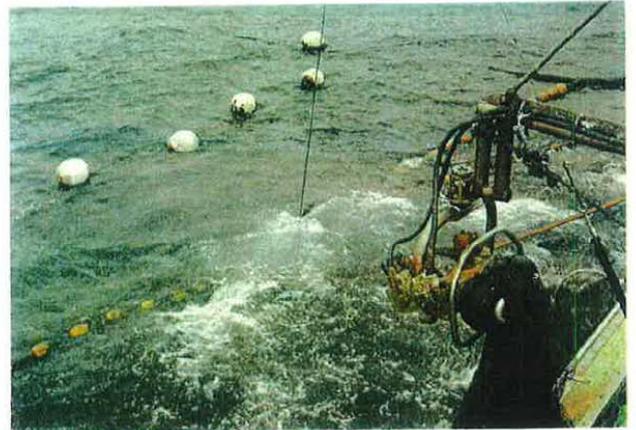
イワシ20トン

出典：平成29年度太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業成果報告書

定置網における取組事例（対馬でのクロマグロ放流）



① ステンレスイカリにサンドバッグ500kgを取り付けクレーンで魚捕部へ。



③ 白波をたてヨコワが逃げていく。網側2m~2.5m程沈下。



② イカリを網側に掛けたところ。



④ スルメイカの入網1500尾。ヨコワも見えなくなったところでサンドバッグの引き上げ作業に入る

太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業

【平成30年度予算額：27百万円】

定置網漁業は、クロマグロを狙って設置していなくても漁獲が積み上がり、操業を中止せざるを得ないことから、混獲回避・漁獲抑制のための漁具改良等を支援

岩手県釜石（平成29年度）

網起こしの途中でクロマグロを逃がすために

他地域での研究成果

- クロマグロは表層を泳ぐ
- プリは底層を泳ぐ

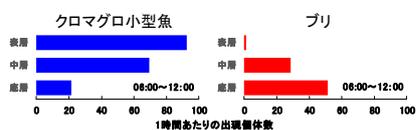


図 クロマグロ小型魚とプリの遊泳層の違い

- クロマグロは網から離れて泳ぐ
- プリは網近くを泳ぎ、金庫に入りやすい

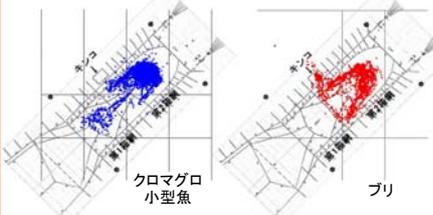


図 クロマグロ小型魚とプリの遊泳経路の違い

平成26年度農林水産業の革新的技術緊急展開事業
「定置網に入網したクロマグロ幼魚の放流技術の開発」成果報告書
(クロマグロ幼魚放流技術開発研究グループ 2016)

釜石での取り組み

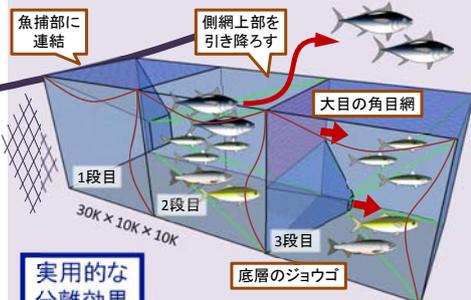
- 網起こし中も魚種別に遊泳
- 網起こし時に魚種分離が可能



映像の例

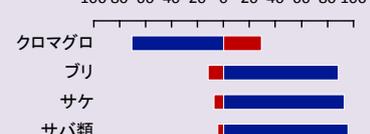
分離落網を開発

- 大目の角目網でサバ類を分離
- 底層のジョウゴでプリ・サケを分離
- 2段目上部からクロマグロを逃がす



実用的な分離効果

[2段目] 分離割合(%) [3段目]



平成29年度太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業成果報告書(クロマグロ漁獲抑制対策グループ) 2018

* 岩手大学, 有限会社泉澤水産, 日東製網株式会社, 岩手県水産技術センター, 東京海洋大学, 水産研究・教育機構水産工学研究所

漁具改良等により、網揚げせずに漁獲抑制が可能
国際約束の履行 + 地域経済の安定

遊漁への取り組み①

○ 遊漁におけるクロマグロの資源管理について

＜基本的な考え方＞

遊漁におけるクロマグロの資源管理は、漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととする。

- ・漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えていただくよう「理解と協力」を求めていく。
- ・遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が不明確なので都道府県や釣り団体の各HPやTV等の媒体を通じて呼びかけ。

○ 遊漁におけるクロマグロ採捕量調査について

◇遊漁船調査

・平成26年調査結果：各都道府県から提出された採捕量を、それぞれ提出率で逆算した推計値により集計（調査期間 平成26年1月1日～平成26年12月31日）

○全重量：15.6トン（推計値） ○30kg未満重量：6.4トン（推計値）

・平成29年調査：平成28年12月に各都道府県に調査を依頼、本年6月に結果をとりまとめ（今後、継続的に調査）

◇プレジャーボート調査

- ・母集団や対象者を特定することが難しく、統計的な調査を行うことは困難。
- ・現在のクロマグロの資源状況においては、プレジャーボートによるクロマグロの採捕量は、クロマグロ全体の採捕量に比べて、極めて少ないと考えられる。

遊漁への取り組み②

○ リーフレットを作成し、漁業者がクロマグロ漁を自粛している間、遊漁者にも自粛の協力を依頼。

○ 各都道府県における操業自粛の状況を取りまとめ、水産庁HPで公表し、随時更新。

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ 全国の漁業者が取り組んでいる資源管理に、ご協力をお願いします！

なぜ太平洋クロマグロの資源管理をするの？

太平洋クロマグロは、近年、資源が悪い状態が続いています。
「資源の回復のためには、小型魚の漁獲の大幅な削減が必要」と、関係各国の科学者が集まる会議で求められています。これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業まで全ての漁法で、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」という、厳しい資源管理に取り組んでいます。【沿岸漁業の資源管理】

太平洋クロマグロに関する詳しい情報は水産庁ホームページ内「くろまぐろの部屋」をご覧ください。
http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html



沿岸漁業者が取り組む資源管理の概要

都道府県別管理を基本としつつ、漁獲枠が極めて小さくなるなどの場合は、漁船漁業等の広域管理により対応しています。定置網は共同管理を設けていません。漁獲量が上限に近づいたら、国や都道府県の指導のもと、漁業者は操業自粛を行います。



遊漁者・遊漁船業者の皆様への協力をお願いします

漁業者が操業を自粛している間は、同じ漁場でのクロマグロを対象とした釣りについては、同様の自粛をお願いします。各都道府県における状況や具体的なお願いの内容は、水産庁や各都道府県のホームページ等で確認してください。

クロマグロを対象とする遊漁船業者の皆様には、遊漁船業の登録をしている各都道府県における具体的なお願いの内容について、当該都道府県から通知があります。もし、他の都道府県の海域で案内を行おうとする場合には、その海域における状況をホームページ等で確認してください。

【水産庁ホームページでの情報発信(例)】

都道府県名	操業自粛の方法	操業自粛開始日
▲▲県	A	H29.●●
▲▲県	B	H29.●●
▲▲県	B	H29.●●
▲▲県	C	H29.●●
▲▲県	D	H29.●●

A：全漁業者が、30kg未満、以上を問わず操業自粛中。クロマグロを対象とした遊漁を控えてください。
B：全漁業者が、30kg未満を対象に操業自粛中。遊漁者は30kg以上のクロマグロを対象とした遊漁は可能ですが、30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。
C：一部の漁業者が操業自粛中。A・B以外の形で遊漁者へのお願いを実施していますので、詳しくは都道府県へ確認してください。
A～C共通：クロマグロ以外を目的とした遊漁は可能ですが、万が一30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。

漁業者がクロマグロ漁を自粛している間、
遊漁者の皆様にもクロマグロ採捕の自粛につき
ご理解とご協力をお願いします！

平成29年7月 水産庁
【お問い合わせ先】
水産庁漁業調整課沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111 (内線6702)

遊漁への取り組み③

○ ポスター、リーフレットを作成し、全国マリーナ、関係機関及びプレジャーボート所有者へ配布し、クロマグロの資源管理について遊漁者に普及する予定。



ポスター(A1)5,800部、(B3)1,000部



リーフレット(A4三つ折りサイズ 60,000部)

○ 配布先

・マリーナ、海の駅、釣具店や都道府県、海保、日本小型船舶検査機構、釣り関係団体などに配布

・日本漁船保険組合等を通じプレジャーボート所有者等へ直接リーフレットを送付